

公園愛護協力会結成届

令和 年 月 日

高岡市長 角田 悠紀 様

公園愛護協力会

代表者住所

氏 名 ⑩

_____公園の愛護育成及び管理協力をするため_____公園愛護協力会
を結成したので届出ます。

添付書類 ・ 代表者届 ・ 役員名簿 ・ 会則（別紙）

代 表 者 届

- 1 公園愛護協力会の名称
- 2 代表者（会長）住所
- 3 代表者（会長）氏名

公園愛護協力会役員名簿

役員	住所	氏名	備考 ㊚
会長	高岡市		
副会長			
監事			
会員数	人		

_____公園愛護協力会々則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、_____公園愛護協力会（以下「協力会」という。）と称し、事務所を_____に置く。

(目的)

第2条 協力会は、高岡市と協力して、高岡市が設置する児童公（遊）園を健全なコミュニティーの発展育成の場とすることを目的とする。

(会員)

第3条 協力会の会員は、前条の目的に賛同する地域住民又は、団体をもって構成する。

(活動)

第4条 協力会は、目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 公園施設の軽易な点検修理（随時）
- (2) 公園内の除草及び清掃（ごみの処理）
- (3) 樹木等の剪定・刈り込み（簡易なもの）
- (4) 樹木等への灌水並びに雪囲い及び取り外し（低木のみ）
- (5) 市との連絡調整

(役員)

第5条 協力会に次の役員を置き、役員は総会において選出する。

会 長 1名 副会長_____名 会 計_____名
監 事_____名 委 員_____名

(役員の仕事)

第6条 協力会の会長は会務を総括し会議の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合は会務を代理する。会計は会の会計経理を担当する。監事は会計経理の監査を行う。委員は会長の命を受けて会の企画運営にあたる。

(役員任期)

第7条 役員任期は_____年とする。ただし再任を妨げない任期中に欠員を生じた場合、あらたに選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(1) 総会は年1回開催し役員選任、事業計画、予算決算の議決、会則の改正に関する事項その他重要事項の決定を行う。

(2) 必要に応じ、臨時総会を開くことがある。

(3) 役員会は必要に応じ随時開催し、会の運営に必要な事項を決定する。

(経費及び会計年度)

第9条 協力会の経費は、高岡市からの助成金その他をもってあてる。会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この会則は、令和 年 月 日から実施する。